小山市委託業務成績評定要領

（趣旨）

第1条　この要領は、小山市委託業務検査実施要領（以下「実施要領」という。）第13条の規定に基づき、委託業務の成績評定（以下「評定」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（評定の対象）

第2条　評定の対象は、業務委託料が100万円以上の委託業務とする。ただし、緊急を要する委託業務及び多数の委託箇所をまとめた委託業務（委託箇所あたりの業務委託料が100万円未満の委託業務）等については、評定を省略することができる。

（評定の内容）

第3条　評定は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）土木工事関係委託業務

ア　専門技術力
イ　管理技術力
ウ　コミュニケーション力
エ　取組姿勢
オ　成果品の品質
カ　事故等による減点
キ　契約不適合修補又は損害賠償による減点

（2）営繕工事関係委託業務

ア　業務の実施能力
イ　業務の実施状況
ウ　業務目的の達成度
エ　事故等による減点
オ　契約不適合修補又は損害賠償による減点

（評定の方法）

第4条　前条の評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して、監督、検査及びその他必要な事項について的確かつ公正に行うものとする。

2　評定は、委託業務成績採点表（以下「採点表」という。）によるものとする。なお、委託業務成績採点表の考査項目は、委託業務成績評定の考査項目別運用表を考慮するものとする。

3　出来形検査、中間検査の場合は、検査職員のみの評定によるものとする。

4　出来形検査及び中間検査を行った委託業務の完了検査時の検査職員の評点は、出来形検査及び中間検査の評点と完了時の評点を合わせたものとする。なお、出

来形検査、中間検査が合わせて2回以上あった場合は、出来形検査、中間検査を合わせた平均点によるものとする。

5　一部完了検査の場合は、監督職員及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に完了検査時の評定点と出来高金額による加重平均により行うものとする。

6　評定点の合計は、四捨五入により整数とする。

（評定の時期）

第5条　監督職員である評定者は委託業務が完了したときに、検査職員である評定者は検査を実施したときに、それぞれ評定を行うものとする。

（評定書等の提出）

第6条　監督職員は、検査が実施されるまでに評定をとりまとめのうえ、実施要領第13条による委託業務成績評定書（以下「評定書」という。）及び採点表を契約検査課長に提出するものとする。

2　検査職員は、実施要領第12条第1項による委託業務検査復命書に監督職員から提出された評定書等に検査の評定点を加えて記入し、添付するものとする。

3　契約検査課長は、監督職員及び検査職員の評定が確定したときは、実施要領第12条2項による完成検査調書等に評定書の写しを添付して業務担当課長に提出するものとする。

4　業務担当課長は、業務委託料が1，000万円未満の委託業務について、評定書及び採点表の写しを契約検査課長に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第7条　契約検査課長は、検査の結果について別に定める小山市委託業務成績評定通知実施要領により、当該委託業務の受注者に通知するものとする。

（様式）

第8条　この要領による委託業務成績採点表等の様式は、別に定める。

附　則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。